

# 山梨県公報

第二十三号

令和元年

七月二十九日

月曜日

## 目次

### 告示

○道路の供用開始……………一八五  
○建築基準法に基づく道路位置指定……………一八五

### 公告

○公共測量の実施……………一八五  
○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法……………一八五  
○車両制限令第三条第四項に定める道路の指定及び同令第十条第二項に定める通行方法……………一八六

### 監査委員

○外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………一八七

### 公安委員会

○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………一八七

## 告示

### 山梨県告示第五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和元年八月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和元年七月二十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府韮崎線	甲斐市下今井字古町一七七番地先から	一九五・九	令和元年七月二十九日

甲斐市下今井字治良兵衛町七番二地先まで

### 山梨県告示第五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月二十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和元年七月二十二日
- 指定道路の位置 南アルプス市藤田字八丁百四番一
- 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 指定道路の延長 六十九・〇メートル

## 公告

### 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により鳴沢村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月二十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 測量の種類 公共測量(道路三次元データ計測)
- 測量の地域 鳴沢村の一部
- 測量の期間 令和元年七月八日から同年十二月二十七日まで

●車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年七月二十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道百三十九号	富士吉田市上吉田東五丁目一四一四番一地先から 富士吉田市富士見五丁目五八四一番三地先まで
一般国道百四十号	甲府市桜井町字久保田六四〇番二地先から 甲府市和戸町字奈良原一〇一〇番一地先まで
県道市川三郷身延線	南巨摩郡身延町波高島字宮沢八九九番一四地先から 南巨摩郡身延町上八木沢字鯉原五三一番一地先まで
県道今諏訪北村線	南アルプス市在家塚字柳原四七〇番一地先から 南アルプス市在家塚字神ノ木八九五番二地先まで

二 指定する期日 令和元年七月三十一日

三 通行方法 一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- 1 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 2 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上かつ縦寸法〇・一二メートル以上又は横寸法〇・一二メートル以上かつ縦寸法〇・二三メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 3 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

● 車両制限令第三条第四項に定める道路の指定及び同令第十条第二項に定める通行方法

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定に基づき、国際

海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第二項の規定に基づき、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和元年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道百三十九号	富士吉田市上吉田東五丁目一四一四番一地先から 富士吉田市富士見五丁目五八四一番三地先まで
一般国道百四十号	甲府市桜井町字久保田六四〇番二地先から 甲府市向町字遠免三〇七番一地先まで
県道市川三郷身延線	南巨摩郡身延町波高島字宮沢八九九番一四地先から 南巨摩郡身延町上八木沢字鯉原五三一番一地先まで
県道今諏訪北村線	南アルプス市在家塚字柳原五五七番一地先から 南アルプス市在家塚字神ノ木八九五番二地先まで
県道韮崎南アルプス富土川線	韮崎市龍岡町下條南割字西原三三四番六地先から 南アルプス市在家塚字神ノ木八九五番二地先まで

二 指定する期日 令和元年七月三十一日

三 通行方法 国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

- 1 交差点における左折の誘導 次の表の第一欄に掲げる道路から同表の第二欄に掲げる所在地に所在する交差点を左折して同表の第三欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十七号に規定するものをいう。以下同じ。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
県道市川三郷身延線	山梨県南巨摩郡身延町波高島	一般国道三百号
県道韮崎南アルプス 富士川線	山梨県韮崎市龍岡町（御勅使工業 団地入口）	市道（旭）二十五号

2 交差点における右折の誘導 次の表の第一欄に掲げる道路から同表の第二欄に掲げる所在地に所在する交差点を右折して同表の第三欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道三百号	山梨県南巨摩郡身延町波高島	県道市川三郷身延線

3 橋等の通行方法 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合には、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

### 監査委員

#### 山梨県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人田中佑幸の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和元年七月二十九日

山梨県監査委員  
小島 徹  
小泉 久司  
山田 一功  
同 桜本 広樹

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
日高 昭夫	山梨県笛吹市御坂町下野原七三五 ―一三	令和元年八月二日～令和 二年三月三十一日
近藤 徹	山梨県甲府市相生一丁目三番二一 号	令和元年八月二日～令和 二年三月三十一日
川口 明浩	千葉県市川市国府台五丁目二四番 一四号	令和元年八月二日～令和 二年三月三十一日
宮本 和之	東京都日野市大字上田二五五番地 の一三	令和元年八月二日～令和 二年三月三十一日
標 夏樹	山梨県甲府市平瀬町三九九番八号	令和元年八月二日～令和 二年三月三十一日
山本 薫	山梨県南巨摩郡富士川町長沢四三 二―二二	令和元年八月二日～令和 二年三月三十一日
関野 孝	山梨県甲府市上町二一〇五	令和元年八月二日～令和 二年三月三十一日

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会規則第二号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表五四の項中「山梨県南アルプス市在家塚字柳原四七〇番一先」を「山梨県南アルプス市在家塚字神の木八九五番二先」に改め、同表に次のように加える。

六十五 一般国道 二〇号	山梨県大月市大月町花咲九三〇番一先から山梨県大月市笹子町黒野田二五九番二先まで	(旭) 二五号	龍岡町下條南割九九五番先まで
六十六 一般国道 二〇号	山梨県甲州市勝沼町勝沼二、二七六番一先から山梨県甲州市勝沼町上岩崎一、二六八番二先まで	七十五 葦崎市道 (旭) 六五号	山梨県葦崎市旭町上條南割二、六二一番三先から山梨県葦崎市大草町下條西割九九九番先まで
六十七 一般国道 二〇号(大月バイパス)	山梨県大月市駒橋二丁目四二〇番一先から山梨県大月市大月六六一番一先まで	七十六 葦崎市道 (大草) 三号	山梨県葦崎市大草町下條西割四五番一先から山梨県葦崎市大草町下條西割九八九番先まで
六十八 一般国道 一三九号	山梨県富士吉田市下吉田字下田西側五、五四三番三先から山梨県都留市古川渡字横道五〇二番先まで	七十七 葦崎市道 (大草) 四〇号	山梨県葦崎市龍岡町下條南割六七四番三九先から山梨県葦崎市旭町上條南割三、二九四番三先まで
六十九 一般国道 一三九号	山梨県都留市田野倉字芦出一、五二二番三先から山梨県大月市大月町花咲三九番先まで	七十八 葦崎市道 (大草) 四一号	山梨県葦崎市大草町下條中割七一一番五先から山梨県葦崎市大草町下條中割七一一番三先まで
七十 一般国道一三九号(都留バイパス)	山梨県都留市田原二丁目一、〇〇五番二先から山梨県都留市井倉字美通二七一番一先まで	七十九 葦崎市道 (大草) 五一号	山梨県葦崎市龍岡町下條南割六三六番一先から山梨県葦崎市龍岡町下條南割六五五番先まで
七十一 一般国道一三九号	山梨県富士吉田市上吉田東五丁目一、四一四番一先から山梨県富士吉田市富士見五丁目五、八四一番三先まで	八十 葦崎市道(龍岡) 三号	山梨県葦崎市龍岡町下條東割八六六番先から山梨県葦崎市大草町下條西割九三五番先まで
七十二 一般国道一四〇号	山梨県甲府市桜井町字久保田六四〇番二先から山梨県甲府市和戸町字奈良原一、〇一〇番一先まで	八十一 葦崎市道 (龍岡) 三八号	山梨県葦崎市龍岡町下條南割九九五番四〇先から山梨県葦崎市大草町下條中割七一一番五先まで
七十三 主要地方 道市川三郷身延線	山梨県南巨摩郡身延町波高島字宮沢八九九番一四先から山梨県南巨摩郡身延町上八木沢字鯉原五三一番一先まで	八十二 葦崎市道 (龍岡) 四〇号	山梨県葦崎市龍岡町下條南割九九五番二二三二先から山梨県葦崎市龍岡町下條南割五九六番七〇先まで
七十四 葦崎市道	山梨県葦崎市龍岡町下條南割三三四番六先から山梨県葦崎市	八十三 葦崎市道 (龍岡) 四一号	山梨県葦崎市龍岡町下條南割九九五番二七一先から山梨県葦崎市龍岡町下條南割五九一番二先まで
		八十四 葦崎市道 (龍岡) 四三号	山梨県葦崎市龍岡町下條南割二五九番五先から山梨県葦崎市龍岡町下條南割五三八番四先まで
		八十五 葦崎市道 (龍岡) 四四号	山梨県葦崎市龍岡町下條南割三〇〇番二先から山梨県葦崎市龍岡町下條南割五一〇番先まで

八十六 韮崎市道 (龍岡) 六四号	山梨県韮崎市龍岡町下條南割六七四番二九先から山梨県韮崎市龍岡町下條南割五九五番五先まで
八十七 韮崎市道 (龍岡) 六五号	山梨県韮崎市龍岡町下條南割九九五番四四〇先から山梨県韮崎市龍岡町下條南割九九五番三五四先まで

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和元年七月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の山梨県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）第八条の二の表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則の適用については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番